天城町新築住宅取得補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、天城町（以下「町」という。）内で住宅の取得を促し、住宅不足の解消及び定住促進を図るため、新築住宅または建売住宅を取得した者にその取得費用の一部を補助することに関し、天城町補助金等交付規則（平成27年天城町規則第８号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　取得　専用住宅等を新築又は購入し、当該住宅の所有権の保存の登記又は所有権の移転の登記を行うことをいう。

（２）　取得日　取得した専用住宅等の建物の登記事項証明書の権利部（甲区）の表中受付年月日の欄に記載されている日をいう。

（３）　専用住宅　専ら居住の用に供するもので、一戸建ての住宅又は集合住宅（専有する部分に限る。）をいう。ただし、別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除く。

（４）　併用住宅　同一建築物内に居住の用に供する部分及び店舗、事務所等事業の用に供する部分が併存している住宅で、居住の用に供する部分が過半以上であるものをいう。

（５）　専用住宅等　専用住宅又は併用住宅をいう。

（６）　新築住宅　建物の登記事項証明書の表題部の表中新築の年月日から起算して１年を経過していない専用住宅等をいう。

（７）　建売住宅　販売を目的として新たに建築された専用住宅等をいう。

（補助金交付対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）　町税の滞納がないこと。

（２）　町内に生活の拠点として取得した新築住宅または建売住宅に、住民登録から起算して５年以上居住する意思があること。

（３）　令和６年４月１日以後に新築住宅または建売住宅を取得していること。

（４）　取得した専用住宅等とは別の専用住宅等を所有していないこと。

（５）　補助金の交付を受けようとする専用住宅等について、他の助成制度に基づく補助金等の交付を受けていない又は受ける見込みがないこと。

（６）　天城町暴力団排除条例（平成24年天城町条例第12号）第２条第４号に規定する暴力団若しくは同条第５号に規定する暴力団員でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

（交付対象住宅）

第４条　補助金の交付の対象となる専用住宅等（以下「交付対象住宅」という。）は、交付対象者が取得（共有名義の場合にあっては、支給対象者が共有持分を有している専用住宅等を取得した場合を含む。）した新築住宅または建売住宅であって、取得後に自己の居住の用に供しているものとする。

（補助金の額）
第５条　補助金の額は、新築住宅又は建売住宅を取得した費用の10％以内とし、100万円を限度とする。
２　前項の規定にかかわらず、当該額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
３　補助金の交付は、１交付対象者につき１回限りとする。
（補助金の交付申請）
第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付対象住宅の取得日から起算して１年以内に、天城町新築住宅取得補助金交付申請書（様式第１号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。
（１）　交付対象住宅の案内図、配置図、平面図及び立面図
（２）　交付対象住宅の建物の登記事項証明書
（３）　交付対象住宅の全景写真
（４）　交付対象住宅の取得に要した費用の額が分かる書類（契約書、領収書等の写し）
（５）　住民票謄本（続柄が記載されたものであって、申請日前３０日以内に発行されたものに限る。）
（６）　町税の滞納がないことを証明する書類
（７）　定住等に関する誓約書（様式第２号）
（８）　自治会加入証明書（様式第３号）
（９）　その他町長が必要と認める書類
（補助金の交付決定及び確定）
第７条　町長は、補助金の交付又は不交付を決定をしたときは、天城町新築住宅取得補助金交付決定兼確定（不交付）通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。
（補助金の請求）
第８条　申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、天城町新築住宅取得補助金交付請求書（様式第５号）により、町長に補助金の交付請求をするものとする。
（補助金の交付）
第９条　町長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。
（補助金の返還）
第10条　町長は、補助金の交付を受けた者が、この要綱に違反し、又は不正の手段により補助金を受けたと認めた場合は、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。
（その他）
第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。
附　則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。